

1 計画の周知

本計画の推進にあたり、本計画の内容（現在の市の高齢者状況、今後の取り組み内容、目標とする事項）を広報紙や市のホームページを活用して市民に公開し、積極的な情報提供に取り組みます。

2 関係機関との連携

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、医療・介護・予防・地域による生活支援などの連携が不可欠です。

医療と介護の関係では、「在宅医療・介護連携プロジェクトチーム」を組織していますが、「医師会」、「歯科医師会」、「薬剤師会」、市内の介護支援専門員で組織する「ケアネット可見」などの協力体制が必要です。

また、地域の生活支援体制整備では、第一層協議体、第二層協議体など地域の方々による「話し合いの場」の活性化が前提となってきます。

これらの活動を通じて、医療、介護、地域による生活支援がそれぞれ充実していくことを目指します。そして、相互に連携・協力できるよう市がコーディネートします。

3 計画の進捗状況の確認

本計画に定める施策の進捗状況と「主な事業の目標値」について、毎年度（年1回 9月末時点）、高齢福祉、介護保険、福祉の各担当部門、及び社会福祉協議会で実績評価・確認を行います。

その結果を、次年度の活動につなげていくようPDCAサイクルを確立し実行します。

4 可見市高齢者施策等運営協議会における検証

上記の実績評価・確認の内容、及び次年度に向けた改善点等を、高齢者施策等運営協議会において報告し意見等をいただきます。そこで得られた評価や課題に対して、次年度の取り組みに反映させることで適正な事業実施を図ります。

資料編

I 策定の経過

年月日	内容
令和元年 7月～ 令和2年 1月	アンケート調査 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査 ③介護支援専門員調査 ④在宅生活改善調査 ⑤介護人材実態調査
令和2年 7月	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の実態調査
7月 16日	第1回 可見市高齢者施策等運営協議会の開催 (アンケート調査の結果報告)
8月～9月	事業者への施設整備意向調査
9月	関係各課との調整
9月 18日	第2回 可見市高齢者施策等運営協議会の開催 (第7期の取り組み評価・第8期計画基本理念について)
10月 19日	第3回 可見市高齢者施策等運営協議会の開催 (計画素案、施策内容について)
11月 5日	庁議幹事会
11月 20日	庁議
12月 14日	議会 教育福祉委員会報告
令和3年 1月 12日～ 2月 1日	パブリックコメントの実施
2月	第4回 可見市高齢者施策等運営協議会の開催(書面による) (介護保険料、計画案の了承について)

2 可児市高齢者施策等運営協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属	備考
くまかい とよかず 熊谷 豊一	可児医師会	委員長
やまもと やすゆき 山本 安之	可児市自治連絡協議会	副委員長
なかい まさと 中井 雅人	可児歯科医師会	
はやかわ よしや 早川 嘉哉	岐阜県薬剤師会	
おくむら ひろあき 奥村 啓明	可児市社会福祉協議会	
わたなべ たかお 渡邊 孝夫	可児市民生児童委員連絡協議会	
こばやし あきら 小林 彰	可児市健友連合会	
こうけつ じいち 瀨瀬 治一	特別養護老人ホーム春里苑	
ひびの たくよし 日比野 宅芳	慈恵会	
うちの せいこ 内野 聖子	岐阜医療科学大学	
たき よしこ 滝 佳子	市民委員	
もり こ 森 よう子	市民委員	

4 用語集

あ行

【ICT】

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

【歩こう可児302】

「市民一人ひとりが取り組む健康づくりのまち」を目指して、若い方から高齢の方まで、身近な所で、安全に、手軽にできるウォーキングを推進するもの。目標は、1回30分のウォーキングを週2回行うこと。

【あんきクラブ便り】

75歳以上の市内在住者を対象とし、年2回程度発行。高齢者へ特に伝えたい内容(消費者被害や介護予防、防災情報など)を掲載した通信。

【インフォーマルサービス】

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式な援助のこと。フォーマルサービス(公的機関等が行う制度に基づいた社会福祉サービス)の対語。

【おいしく歯歯歯教室】

認知症や寝たきりを防ぐため、歯科医師・歯科衛生士と市が連携して行う口腔機能の維持向上を目指した講座。

【オーラルフレイル】

口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え(フレイル)の1つ。(P109参照)

【オレンジプラン】

「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らしを続けることができる社会を実現する。」ことを目的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて策定された「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」に基づき、可児市の認知症の取り組みをまとめたもの。

か行

【介護サービス】

要介護認定で要介護1～5と認定された人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたもの。

【介護支援専門員】

要介護(要支援)認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職(ケアマネジャー)のこと。

【介護サービス相談員制度】

一定の水準以上の研修を受け、市町村に登録された者が、介護保険サービスを提供する施設や事業所、食事提供サービス等を提供する住宅型有料老人ホーム、安否確認・生活支援サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を訪問し、利用者の話を聞いたり相談に応じたりすることにより、サービスの質的向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的とした制度。

【介護予防サービス】

要介護認定で要支援と認定された人が利用できるサービス。要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立に向けた生活が送れるように支援することを目的としたもの。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険サービスに加えて、各種のサービスを増やし、地域の支え合いの体制づくりとあわせて、要支援の方から元気な高齢者の方までの介護予防と日常生活の自立を支援する事業。

介護予防・日常生活支援総合事業には、訪問型サービス（身体介護や生活援助など）、通所型サービス（機能訓練やレクリエーションなど）、住民主体によるサービス（見守りや緊急時の対応など）などのサービスが受けられる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方なら誰でも受けられる介護予防に関する教室・講演会などを実施する「一般介護予防事業」がある。

【可見市地域包括ケアシステム（Kケアシステム）】

地域性や住民同士のつながり、既存の資源などを大切にしながら、医療・介護関係者や地域の方々とともに考え実践していく可見市における地域包括ケアシステム。（PI07参照）

【可見地域在宅歯科医療連携室】

「在宅歯科医療希望者の窓口」「在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介」「医科・介護等との連携と調整」など、住民からの相談や専門職との連携の窓口機能。

【通いの場】

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

【ぎふ・すこやか健診】

後期高齢者医療保険加入者を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため実施する健康診査。

【共生型サービス】

同一の事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障がいのある人・児童が介護保険事業所を、また、高齢者が障がい福祉事業所を利用しても、給付対象となる。

【緊急通報システム】

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に市が行っている事業で、急病やけがなどの緊急時に装置のボタンを押すことで、市が委託するセンターに通報され相談員が対応するシステムのこと。

【ケアネット可児】

可児市内で居宅介護サービスを行っている居宅介護支援のサービスを行う事業者による自主的組織として、その利害等を超えて連携し、可児市の介護保険の発展に貢献することを目的に活動している。

【ケアマネジメント】

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結び付けていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うこと。

【K(ケイ)体操】

簡単・健康・可児の頭文字をとった可児市の介護予防体操。肩を回したり膝を伸ばしたりする体操であり、普段体を動かしていない高齢者や転倒や認知症を予防したい人、日常生活の動作等に不安を感じている人に対して、さまざまな効果が期待される。

【KDBシステム】

国保データベースシステムの略で、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報等を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

【軽度認知障がい(MCI)】

「Mild Cognitive Impairment」の略で、認知機能(記憶・決定・理由付け・実行等)のうち1つの機能に問題が生じているが、日常生活に支障のない状態のこと。そのままにしておくと半数の人が認知症へ進んでいくと言われている。

【合計所得金額】

所得税法上は、所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により異なる)を差し引いた金額のこと。なお、介護保険制度では、所得税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額」を控除した金額をいい、非課税者においては、さらに公的年金等に係る所得を除いたものを意味する。

また、令和3年度からは平成30年度税制改正の影響を受けないよう調整した金額となっている。

【高齢者大学】

市内在住の60歳以上の人を対象に実施している学習講座。生涯学習の観点に立ち、高齢者にふさわしい教養と社会的能力を高めるための場を提供し、これによって、高齢者が健康で生きがいのある豊かな生活を創り出すことをねらいとしている。この他、地域によっては地域限定の高齢者大学を設けている所もある。

【コグニサイズ】

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題(計算、しりとりなど)を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語。

【コーホート変化率法】

コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

【サービスA】

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスのうち、事業所が行う指定基準を緩和したサービス。

【サービスB】

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスのうち、事業所などでなく、NPO団体や住民が主体となって行うサービス。

【サービスC】

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型・通所型サービスのうち、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス。

【在宅医療・介護連携プロジェクトチーム(かけそばネット)】

住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みの実現に向けて結成し、「医療・介護の専門職の連携」「在宅医療介護について研修・勉強」「住民への啓発」を行っている。専門職の『“かけ”つけます “そば”にいます』の気持ちから、「かけそばネット」として活動している。

【在宅限界点】

介護ニーズの増加等により、在宅生活から施設入所や病院へ入院せざるを得なくなる時点のこと。

【サロン】

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。

【市町村特別給付】

各市町村が、法で定められた介護給付・予防給付のほかに、条例で位置付けることにより第1号被保険者の保険料を財源として独自に行う給付のこと。

【就労的活動支援コーディネーター】

役割がある形での高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とのマッチングを行う人のこと。

【生涯学習 楽・学講座】

市民が自主的・主体的に活動している生涯学習を通じた「地域づくり」「仲間づくり」を支援するため、市民講師や市の職員が地域・集会・学校に出向いて行う講座。

【生涯現役社会】

65歳以降においても、健康で働く意欲のある高齢者が、年齢に関わりなく、その能力や経験を生かして生涯現役で活躍し続けられるような社会環境。

【深化】

深まること。また、深めること。といった意味であるが、厚生労働省の介護保険事業にかかる基本指針において新たに地域包括ケアシステムの深化・推進という表現を用いており、本計画でも使用している。

【生活支援コーディネーター】

地域において、高齢者が住み慣れた在宅でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の方々とともに抽出し、その課題解決に向けて「地域支え合い活動」や「介護予防・生活支援サービス」などの地域の方々によるサービスを構築するとともに、サービスのマッチングを行う人のこと。

【成年後見制度】

契約の締結等を行う代理人を選定したり、本人が誤った判断により締結した契約を取り消すことができるようにするなど、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。

た行

【第一層協議体】

市区町村の区域で、「①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起」、「②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ」、「③関係者のネットワーク化」、「④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一」、「⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）」を中心に行う会議体。本市では「可見あんしんづくりサポート委員会」のこと。

【第二層協議体】

日常生活圏域等で、生活支援コーディネーターが中心となり第一層協議体の5つの取り組みに加えて「⑥ニーズとサービスのマッチング」を行う会議体。本市では、14の自治連合会単位で設置。

【団塊の世代】

第二次大戦後、昭和22年～24年に生まれた世代のこと。

【地域共生社会】

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として実施している。地域包括支援センター等が主催し個別のケースを検討する地域ケア個別会議と、市町村等が開催し地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく地域ケア推進会議がある。

【地域支え合い活動】

高齢者をはじめ、地域の中で支援を必要としている方々のために地域の方の手により行われる支援活動。地域の中でその必要性が話し合われ、そこから実施していくこととなった助け合いの活動、または、従来から自然発生的に行われている住民同士の助け合い活動など。

【地域支え愛ポイント制度】

市民の地域社会への貢献活動を全面的に応援し活発化させるため、「子育て世代が安心して暮らせるための活動」と「高齢者が地域で健康、安気に暮らせることにつながる活動」に対し、活動に応じたポイントを交付する制度。このポイントを1年間貯めることにより、市で発行する地域通貨「Kマネー」（市内の協力店で利用可能）と交換することができる。

【地域支援事業】

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（社会保障充実分）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

【地域資源】

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。この計画においては、市、社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア団体、NPO団体、民間事業者などが提供するさまざまなサービスのうち、介護保険外のサービスをいう。

【地域福祉協力者】

地域の中で、一人暮らしや体の不自由な方、子どもを見守る人。高齢化や核家族化が進む中、見守りが必要な人を地域で見守り、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、地域福祉協力者制度を平成22年度から実施している。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのこと。

【地域包括ケア「見える化」システム】

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムであり、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるもの。（厚生労働省ホームページより閲覧可能。）

【地域包括支援センター】

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。（PIO1参照）

【地域見守り協力事業】

地域の見守り体制をより強化するため、郵便、新聞、牛乳、電気、ガスなど各家庭を業務で訪問しているさまざまな民間事業者と「可児市地域見守り協力活動に関する協定」を締結し、より多面的に一人暮らしの高齢者世帯等、気がかりな世帯の異変を早期に発見し、迅速に支援につなげる仕組み。

【地区社会福祉協議会(地区社協)】

可児市社会福祉協議会では、市域を自治連合会の単位で14地区に分けて、地区社会福祉協議会を組織している。これら14の各地区社会福祉協議会では、それぞれの地域で検討した地域福祉活動を実施している。

【チームオレンジ】

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援と認知症サポーターを結び付けるための取り組みです。(近隣の認知症サポーターがチームを組み認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行います。認知症の人もメンバーとして参加します。)

【調整済み認定率】

認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を指す。どの地域も全国平均やある地域の1時点と同様になるよう調整することで、第1号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間や時系列での比較がしやすくなる。

【特定健診(特定健康診査)】

40歳から74歳の人に対し、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を抽出する健診。

な行

【日常生活圏域】

市町村介護保険事業計画において市町村が定めるもので、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件を勘案して定めるもの。

一般的には、小学校区、中学校区、旧行政区、地域づくりの単位など地域の特性を踏まえて設定する。本市においては、第6期計画(平成27~29年度)以降、自治連合会の地域を基本としつつ、「広見東・広見・中恵土」「平牧・久々利・桜ヶ丘ハイツ」「春里・姫治」「帷子」「土田」及び「今渡・川合・下恵土・兼山」の6つに分けて設定している。

【認知症】

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態(およそ6カ月以上継続)のこと。

【認知症ケアパス】

認知症の人が認知症を発症した時から、認知症によって生活機能に関する障がいが進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをわかりやすく示した案内文書。

【認知症サポーター】

講座を通じて認知症の正しい知識と接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援していく活動を行う人。

【認知症初期集中支援チーム】

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6カ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

【認知症地域支援推進員】

平成30年度から全ての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。

は行

【8020運動】

歯科に関する運動で、満80歳になっても20本以上の歯を残そうとするのが主目的の運動。厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている。

【避難行動要支援者】

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして、可児市地域防災計画で定められた範囲の人のこと。

【フレイル】

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

【法人後見事業】

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業のこと。

【保険者機能強化推進交付金】

介護保険法等の改正により、平成30年度から高齢者の自立支援・重度化防止等に向け、保険者や都道府県の取り組みが実施されるよう制度化し、自治体への財政的インセンティブとして、客観的指標を設定し、自立支援・重度化防止に関する取り組みを推進するために創設された交付金。

ま行

【看取り】

死が避けられないとされた人が自分らしい最期を迎えるために、身体的・精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、残された時間の最期まで尊厳ある生活を支援していくこと。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

介護サービス・介護予防サービス 一覧

居宅サービス、地域密着型サービスのうち、(*)のサービスには介護予防を含みます。

サービス名	内容
居宅サービス	介護保険サービスのうち、施設へ入所・入居してサービスの提供を受けるもの以外の、自宅を生活の拠点として受ける介護保険サービスのこと。
訪問介護	居宅において介護を受ける要介護者等に対して、介護福祉士等の訪問介護員等により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話のこと。
訪問入浴介護(*)	介護を受ける要介護者等の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護のこと。
訪問看護(*)	居宅において介護を受ける要介護者等に対して、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話、または必要な診療の補助を行うこと。
訪問リハビリテーション(*)	居宅において介護を受ける要介護者等に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションのこと。
居宅療養管理指導(*)	居宅において介護を受ける要介護者等に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、訪問して行う療養上の管理及び指導のこと。
通所介護	居宅において介護を受ける要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行うこと。
通所リハビリテーション(*)	居宅において介護を受ける要介護者等で病状が安定期にある者に対し、介護老人保健施設、病院、診療所において心身機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、医学的管理の下で、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うこと。
短期入所生活介護(*)	居宅において介護を受ける要介護者等を特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うこと。
短期入所療養介護(*)	居宅において介護を受ける要介護者等を介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、医療法による療養病床を有する病院または診療所等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の世話を行うこと。
福祉用具貸与(*)	居宅において介護を受ける要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具の貸与のこと。
特定福祉用具販売(*)	居宅において介護を受ける要介護者等の入浴または排泄の用に供する福祉用具を政令に定めるところにより行われる販売のこと。

サービス名	内容
住宅改修費(*)	介護を受ける要介護者等が、その居住する住宅について改修を行った場合で、市町村が要介護者の心身や住宅の状況から必要と認めるときは、介護保険から居宅介護住宅改修費が支給されるもの。
特定施設入居者生活介護(*)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している要介護者等について、当該施設が特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話のこと。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするためのサービス。事業者の指定や指導・監督は市町村が行い、日常生活圏域ごとの必要量を定め、計画的な整備を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」がある。
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等の訪問介護員等により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話のこと。
認知症対応型通所介護(*)	居宅の要介護者等であって、認知症である者について、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設またはデイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。
小規模多機能型居宅介護(*)	居宅の要介護(支援)認定者について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、入浴、排泄、食事等の介護、調理・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。
認知症対応型共同生活介護(*)	要介護者等であって認知症である者を、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の介護専用型有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している要介護者について、当該施設が地域密着型特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話のこと。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、当該施設が地域密着型施設サービス計画に基づき行う、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話のこと。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を組み合わせ柔軟にサービスを提供すること。
地域密着型通所介護	一定定員以下の小規模型な通所介護のこと。制度改正により、平成28年度から小規模な通所介護事業所は、市が指定・監督する地域密着型サービスに位置付けられた。

サービス名	内容
施設サービス	自宅・在宅での介護が困難になった要介護認定者が、施設に入所（入院）して受けるサービスのこと。
介護老人福祉施設	身体上または精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者（要介護者）を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。
介護医療院	「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活機能」としての機能を一体的に提供する施設。（平成30年4月より創設。）
介護療養型医療施設	医療法に規定された、療養病床を有する病院・診療所において、その療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。令和5年度末でサービスの廃止が決定している。
居宅介護支援	要介護者が自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うこと。
介護予防支援	要支援1または要支援2の認定を受けた人に対し、介護予防サービスを適切に利用できるよう介護予防プランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うこと。

可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）

発行：可児市

編集：可児市 福祉部 介護保険課・高齢福祉課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

電話：0574-62-1111（代表）

FAX：0574-60-4616

電子メール：kaigohoken@city.kani.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kani.lg.jp>

発行年月：令和3年3月
